

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 21 日 作成

法 令 名：道路交通法施行令
根 拠 条 項：第33条の5の3第4項第1号ハ
処 分 の 概 要：届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係るものに限る。）
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め：届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第1条第8項、第9項及び第10項（指定の基準等）
審 査 基 準：大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：3 週
申 請 先：交通部運転免許試験課運転者教育室教習所係
問 合 せ 先：交通部運転免許試験課運転者教育室教習所係 (電話075-631-5181 内線452)
備 考：

凡例

- | | | | |
|---|--------|-------|---|
| 1 | 「法」 | …………… | 道路交通法（昭和35年法律第105号） |
| 2 | 「令」 | …………… | 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号） |
| 3 | 「府令」 | …………… | 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号） |
| 4 | 「届出規則」 | ……… | 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則
（平成6年国家公安委員会規則第1号） |

1 特定届出教習所の管理運営

(1) 指定の基準

令第33条の5の3第1項第1号ハ、第2項第1号ハ又は第4項第1号ハの規定による指定（以下「指定」という。）は、法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所が運転免許を受けようとする者に対して行う教習の課程（法第99条第1項に規定する指定自動車教習所が当該指定に係る免許を受けようとする者に対して行う教習の課程を除く。）について、当該自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき行う（届出規則第1条第1項）。

(2) 指定の申請

指定の申請に際しては、教習課程の指定申請書（届出規則別記様式第1号）のほか、所定の添付書類を提出する（届出規則第2条）。

(3) 指定書の交付

公安委員会は、指定をしたときは指定書（届出規則別記様式第2号）を交付する（届出規則第3条）。

(4) 人的事項

ア 指導員に対する研修

指定を受けた教習の課程（以下「指定教習課程」という。）に係る教習（以下「特定教習」という。）を行う届出教習所（以下「特定届出教習所」という。）の管理者に対して、届出規則第1条第2項から第10項までに定める大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る届出教習所指導員（以下「特定指導員」という。）の資質の向上を図るため、特定指導員に対する教養を年1回以上実施するよう指導すること。

なお、全国届出自動車教習所協会（以下「全自教」という。）においては、毎年、特定指導員を対象に研修を行うこととしており、特定届出教習所が行う教養に代

えて特定指導員に当該研修を受講させることとしても差し支えないものとする（全自教では、当該研修を修了した者に対しては、所定の研修を修了したことを証明する証書等を交付することとしている。）。

イ 指導員の数

当該届出教習所における特定指導員の数については、法令上格別の規定はないが、当該施設において教習を受ける者の数等に応じて適当な数の特定指導員を置くよう指導すること。

ウ 指導員の資格要件の確認等

特定指導員の資格要件の事前確認については、当該特定届出教習所において行い、その結果を公安委員会に報告させること。

ただし、長期間（１年以上）その業務から離れていた者等教習知識、技能の低下のおそれのある者については、管理者に必要な教養を行わせるなどの措置を講じさせること。

なお、届出規則に定める欠格事由に該当しないことの確認は、本人の申告に基づき原則として届出教習所において行わせるものとするが、公安委員会においても確認するとともに、他の府県からの転入者については、相互に連絡照会すること。

(5) 物的事項

ア 教習車両

特定教習に用いる自動車については、次の車両を使用させること。

なお、指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置（応急用ブレーキ等）を備えたものに限ること。

(ア) 普通第二種免許に係る普通自動車については、普通車の乗用車とさせること。

ただし、ＡＴ限定普通第二種免許を受けようとする者に対しては、ＡＴ車とさせること。また、特定後写鏡等条件の教習生に対しては、当該普通車の乗用車の車室内において特定後写鏡等を使用させること。

(イ) 大型第二種免許に係る大型自動車については、乗車定員30人以上のバス型の大型自動車とさせること（届出規則第１条第８項第２号）。

(ロ) 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る中型自動車については、乗車定員11人以上29人以下のバス型の中型自動車とさせること（届出規則第１条第８項第２号及び第９項第２号）。

イ コース

(ア) 周回コース

周回コースは、「おおむね長円形」であることが必要であるが、これは、ある程度の高速走行を目的としたものであり、その機能を果たすものであれば、必ずしも形状にこだわる必要がないことに留意すること。

また、周回コースについては、総延長の２分の１以上に相当する部分が、簡易舗装程度以上の舗装がなされていなければならないこととする。

さらに、周回コースの幅員については、周回コースにおける教習を効果的に行うために、おおむね5メートル以上有するものとさせること。

(イ) 幹線コース

幹線コースは、おおむね直線で周回コースと連絡し、幅員がおおむね5メートル以上であるコースが相互に十字形に交差するものとさせること。

(ウ) スキッドコース、スキッド教習車コース

届出規則第1条第2項第3号の表、第3項第3号の表、第4項第3号の表、第8項第3号の表、第9項第3号の表及び第10項第3号の表に規定する「凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行うことができる設備」は、スキッドコース又はスキッド教習車による教習（以下「スキッド教習」という。）をいい、その基準は次によること。

a スキッドコース

区 分	スキッド路 μ 値	スキッド路 (m)	
		長 さ	幅
普通車専用コース	0.2 μ 以下	40以上	5 以上
普通車・準中型車・中型車・大型車 併 用 コ ー ス		50以上	15以上
準中型車専用コース		40以上	15以上
中型車専用コース		40以上	15以上
大型車専用コース		50以上	15以上

(a) スキッドコースへの進入速度は40km/h以上とする。

(b) コースの周囲には、スキッド教習を実施する教習車両の大きさに応じた安全地帯を適宜設けること。

b スキッド教習車コース

スキッド教習車は、凍結路面の走行の教習が可能な装置を取り付けた車両であり、そのコースは別添第1のとおりとする。

なお、その他の基準については、次のとおりとする。

内 容	基 準
走 行 速 度	40km/h以上
設 定 μ 値	0.2 μ 以下

また、安全地帯はスキッドコース同様、コースの周囲に適宜設けること。

c 留意事項

スキッド教習は、届出教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことにより届出教習所のコースその他の設備において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあっては、当該届出教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことができることとされている（届出規則第1条第2項第3号の表、第3項第3号の表、第4項第3号の表、第8項第3号の表、第

9 項第 3 号の表及び第10項第 3 号の表) が、同等の教習効果があると認める場合については、

- ・ スキッドコース又はスキッド教習車コースを当該教習において教習時間中独占的に使用できること。
- ・ スキッドコース又はスキッド教習車コースの設置場所が、周囲の人だかり等の状況を勘案して、教習に集中できるものであること。

の要件を満たす必要があることとする。

ウ 運転シミュレーター

運転シミュレーターによる教習は、届出教習所の建物以外の設備において行うことにより届出教習所の建物において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあっては、当該届出教習所の建物以外の設備において行うことができることとされている（届出規則第 1 条第 2 項第 3 号の表、第 3 項第 3 号の表、第 4 項第 3 号の表、第 5 項第 3 号の表、第 6 項第 3 号の表、第 7 項第 3 号の表、第 8 項第 3 号の表、第 9 項第 3 号の表及び第10項第 3 号の表) が、同等の教習効果があると認める場合については、

- ・ 運転シミュレーターを当該教習において教習時間中独占的に使用できること。
- ・ 運転シミュレーターの設置場所が騒音等の状況を勘案して教習に集中できるものであること。

の要件を満たす必要があることとする。

エ 学科教習用教室等

特定教習を実施する施設については、自己所有であると借用であることを問わないが、当該教習を実施している間は、当該教習が適正になされるような使用形態となるよう指導すること。当該指導に当たっては、敷地、建物等について所有権等正当に使用できる権原を明らかにした書面を提出させ、確認すること。

(6) 教習の管理等

ア 教習原簿の作成

教習生毎に特定教習の実施状況等を記録した教習原簿を作成させること。教習原簿については、別記様式第 1 を参考とさせること。

なお、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって教習原簿の保存に代えることができる。

イ 教習所への入所等の確認事項等

大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習を受けようとする者に対しては、あらかじめ当該教習に用いる自動車を運転することができる仮免許又は第一種免許を受けているかどうかを確認させること。

ウ 教習方法の統一

特定届出教習所に複数の特定指導員がおかれている場合、技能教習については、特定指導員ごとに教習の方法が異なることのないように、教習方法の統一を図るよう指導すること。

エ 実質教習時間の確保

- (ア) 教習は、所定の時間正確に行わせること（本人の確認及び引継ぎ事項、仮免許の有効期間等の確認時間は、教習時間に含めないこと。）。
- (イ) 教習指導員の急病その他の事情により、1時限の教習時間の途中で教習が打ち切られた場合は、改めて最初から教習を行わせること。
- (ウ) 教習時限の開始時に教習生が遅刻をし、実質教習時間が確保できないときは、当該教習生に対する教習は行わせないこと。

オ 道路における教習コースの届出

路上教習のためのコースについては、路上教習を行う区域（面）としてあらかじめ公安委員会の承認を受けさせること。

その際、曜日、時間帯等により、教習車両が通行するについて道路交通の安全と円滑等に支障がある場合については、教習を制限する路線、区域等として承認の対象から除外すること。

カ 必要な教材の使用

学科教習については、教習の効果を高めるため、ビデオ、オーバーヘッドプロジェクター等を使用した視聴覚教習を推進させること。

この場合において、映画、ビデオ等を使用する時間は、それぞれの教習時限の20分以下とし、いわゆる映画、ビデオ等の見せっ放しとならないものとさせること。また、教習に使用する映画、ビデオ等については、それが学科教習の教習項目に適合するものであるかどうかの確認をすること。

(7) 報告、資料の提出等

ア 報告

特定届出教習所からは届出規則第7条の規定に基づき、「定期報告」として、

- ・ 特定教習に係る入所者数
- ・ 特定教習に係る退所者数
- ・ 特定教習の終了者数
- ・ その他公安委員会が必要と認める事項

を、また、「随時報告」として、

- ・ 特定教習中の交通事故報告
- ・ 教習所職員の交通事故報告
- ・ その他公安委員会が必要と認める特異事項報告

を求めるものとする。

イ 資料の提出

特定届出教習所の設置者又は管理者に対し、当該特定届出教習所が届出規則に規

定する指定の基準に適合しているか否かについて、届出規則第7条の規定に基づき、1年に1回以上、必要な資料の提出を求めて確認すること。

ウ その他の報告又は資料の提出

ア及びイのほか、特定届出教習所が、次のいずれかの事実該当する疑いがあるときは、届出規則第7条の規定に基づき、報告又は資料の提出を求めるなど、事実の有無を確認すること。

(ア) 指定教習課程が、届出規則第1条第2項から第10項までの各号に掲げる基準（当該指定教習課程に係る免許に係るものに限る。）に適合しなくなったと認めるとき。

(イ) 設置者又は管理者が届出規則第4条の規定に違反したとき。

(ア) 届出規則第5条の規定に違反して終了証明書を発行し又は第6条の規定に違反したとき。

エ 報告又は資料の提出の方法

ア、イ及びウの報告又は資料の提出については、電磁的方法によることとしても差し支えないものとする。

(8) 指定の取消し等

特定届出教習所が次に該当すると認められるときは、その指定を取り消す。

ア 特定届出教習所について(7)ウに掲げる事由のいずれかに該当する事実が判明したとき。

イ 特定届出教習所の設置者又は管理者が届出規則第7条の規定による報告若しくは資料の提出をせず又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

ウ 指定教習課程に係る免許に係る指定自動車教習所として指定したとき。

なお、指定を取り消したときは、届出規則別記様式第4号の指定取消通知書により通知する。

(9) その他

ア 他の法令違反に係る指導

他の法令（例えば、コースの造成に係る農地法、教室等の建物等に係る建築基準法）に抵触することのないよう指導すること。

イ 指定申請書の記載事項の変更届出

記載事項変更の届出は、書面をもって行うこととし、その様式については、別記様式第2に準じて定める。

なお、指定教習課程に係る事項の変更届出があったときは、その内容が事実と相違ないかどうか、指定の基準に適合するかどうか等について確認し、その結果、不適当と認められる事項があるときは、必要な補正を求めるなどの処置を講じる。

指定は、教習に係る免許の種類ごとにそれぞれ指定することとされていることから、既に指定を受けている特定届出教習所が他の免許の種類に係る特定教習を行お

うとする場合は、たとえ施設が同一の経営主体により運営される場合であっても、新たに行おうとする免許の種類に係る指定を受ける必要がある。

ウ 押出しスタンプの大きさ等の基準等

終了証明書に使用する押出しスタンプは、次による。

(ア) 印影の大きさは、おおむね縦20ミリメートル、横25ミリメートル程度とすること。

(イ) スタンプの文字は丸ゴシック体によること。

エ 帳簿

届出規則第6条に規定する帳簿の様式については、教習に係る免許の種類ごとに、別記様式第3に準じて定める。

なお、届出規則第6条に掲げる事項については、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができることとされている（届出規則第6条の2）。

この場合、情報システム安全対策指針（平成9年国家公安委員会告示第9号）において定める管理者が講ずべき対策を実施させる（電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成10年国家公安委員会告示第10号））。

2 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る特定教習の実施要領

大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る特定教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下、大型第二種免許に係る特定教習を「大型旅客車教習」、中型第二種免許に係る特定教習を「中型旅客車教習」、普通第二種免許に係る特定教習を「普通旅客車教習」という。）の指導要領は、次のとおりとする。

(1) 教習の内容

本教習は、別添第2「大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る教習カリキュラム」、別添第3「第二種免許に係る指定を受けた課程の教習指導要領」及び別添第4「第二種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に基づいて行わせる。

(2) 指導員の要件

大型旅客車教習は、届出規則第1条第8項第1号に定める大型第二種免許に係る指導員に、中型旅客車教習は、届出規則第1条第9項第1号に定める中型第二種免許に係る特定指導員に、普通旅客車教習は、届出規則第1条第10項第1号に定める普通第二種免許に係る特定指導員（以下「大型旅客車等特定指導員」という。）に行わせる。

(3) 1日当たりの教習時限数の制限

教習を受ける者1人に対する1日の技能教習は、3時限を超えないこと。

(4) 「危険予測教習」の教習方法

ア 観察教習及びコメンタリードライビングによる教習を合わせて2時限以上行わせるものとする。ただし、観察教習については、教習生が観察することのみに終始しないよう指導する。

また、観察教習についてのみ、運転シミュレーターによる教習（集団教習可）を行うことができるものとする。

なお、運転シミュレーターによる教習において、運転シミュレーターにより映写される擬似視界の画面と教習生の身体感覚の差異により生ずるいわゆる「シミュレーター酔い」の症状を訴え、通常の教習の継続が困難と認められる教習生に対しては、公安委員会が適当と認める方法により、教習を行わせることができるものとする。

イ アの方法による教習を2時限以上連続で行った後、引き続き教習項目2「危険予測ディスカッション」（1時限以上）を行うことが望ましいものとする。

ただし、3時限以上連続で行うことが困難な場合については、次の方法により行わせるものとする。

- (ア) 観察教習を行った後、引き続き教習項目2「危険予測ディスカッション」を行い、その後近接した機会（教習と教習の間に他の教習を挟まないもの）にコメントードライビングを行うもの
 - (イ) 観察教習を行った後、これに近接した機会にコメントードライビングを行い、それに引き続き教習項目2「危険予測ディスカッション」を行うもの
 - ウ 観察教習並びに上記イの方法により本教習及び教習項目2「危険予測ディスカッション」を3時限以上連続で行う場合におけるコメントードライビングについてのみ、複数教習を行うことができるものとする。
- なお、複数教習を行う場合は、それぞれの教習生の運転できる機会が均等になるよう配慮させること。

(5) 「危険予測ディスカッション」の教習方法

- ア 教習項目1「危険を予測した運転」を行った後、引き続き連続して本項目を行わせることが望ましいものとする。
- ただし、3時限以上連続して行うことができない場合にあっては、前記(4) 教習項目1「危険を予測した運転」の教習方法におけるイ(ア)、(イ)の方法により、少なくとも技能教習を1時限以上行った後に引き続き連続して行わせる。
- イ 大型旅客車等特定指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ教習生の考え方や疑問を引き出し、発言させるものとする。
- また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した教習を行うなど、実施方法について工夫させる。
- ウ 本教習における大型旅客車等特定指導員は、できるだけ直前に行った教習項目1「危険を予測した運転」における指導員に引き続き行わせるものとする。
- エ 教習生の人数は、教習生全員がディスカッションに参加できる適正な人数とさせる。

(6) 「夜間教習」の教習方法

- ア 原則として、日没後、道路において行う。
- イ ただし、次のいずれかの方法による場合は、アによる教習を行わなくてもよいものとする。
- (ア) 運転シミュレーターを使用して行う場合
- (イ) 教習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる教習、暗室における教習又は届出教習所のコースにおける教習により夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続きアによる教習を行う場合（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）
- ウ ア、イにより教習を行うことが困難な場合にあっては、次のいずれの要件も満たすものに限り行わせることができるものとする。

- (ア) 日没に近接した時間に行うもの
- (イ) 教習の一部として運転シミュレーターによる教習又は暗室による教習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き届出教習所のコースにおいて擬似薄暮時走行を行うもの（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）
- (ウ) 教習中に日没となった場合は、(イ)の方法によるコースにおける走行に変えて道路における教習を行っても差し支えないものとする（ただし、教習から教習への移動時間が短いものに限る。）。

エ 留意事項

- (ア) 日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立天文台が発表する各地の日没時間によること。
- (イ) 擬似薄暮時走行については、色つきゴーグル（透過率40%以下の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部へ光の進入が遮断できるもの）を使用させること。
また、あらかじめ届出教習所のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行わせること。
- (ウ) 道路における教習を行う場合は、中央分離帯のないコースで車内の照明を点灯（大型旅客車及び中型旅客車教習のみ）させて行わせること（設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、設定できる範囲で可能な限り距離の長いものを設定させること。）。

オ 本教習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団教習によることができるものとする。

カ 暗室における教習については、施設の規模により適正な教習が実施できる人数とさせること。

(7) 「悪条件下教習」の教習方法

ア 道路又は届出教習所のコースにおいて実際の悪条件下の運転に係る教習を行う場合は、凍結又は積雪の状態にある路面での走行に限らせる。

また、上記方法により教習を行う場合は、安全確保がなされている場合に限らせる。

イ ただし、アの方法に代えて次のいずれかの方法により行わせることができるものとする。

- (ア) 運転シミュレーターを使用して行うもの
- (イ) スキッド教習によるもの
- (ウ) 教習の一部として運転シミュレーターによる教習を行った後、引き続き上記アの方法による教習を行うもの（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）

ウ なお、道路における教習又は届出教習所のコースにおける教習において、実際の悪条件下における運転に係る教習を行う場合、又はスキッド教習を行う場合（悪条件の一部での走行のみの場合）については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で補足説明させる。

エ 運転シミュレーターによる教習又はスキッド教習を行う場合は、集団教習を行うことができるものとする。ただし、上記方法によりスキッド教習を集団で行う場合は、運転しない他の教習生は安全な場所で見学する方法によるものとさせる。

オ 大型旅客車教習にあつては、大型自動車（バス型、乗車定員30人以上）、中型自動車（バス型、乗車定員11人以上29人以下）又は普通自動車を、中型旅客車教習にあつては、中型自動車（バス型、乗車定員11人以上29人以下）又は普通自動車を、普通旅客車教習にあつては普通自動車を使用する（届出規則第1条第8項第3号の表、第9項第3号の表及び第10項第3号の表）。

(8) 「身体障害者等への対応」の教習方法

ア 大型旅客車教習にあつては、バス型の大型自動車（及び必要に応じバス型の中型自動車又は普通自動車）を、中型旅客自動車教習にあつては、バス型の中型自動車（及び必要に応じバス型の大型自動車又は普通自動車）を、普通旅客車教習にあつては、普通自動車（及び必要に応じバス型の大型自動車又はバス型の中型自動車）を用い、届出教習所のコースその他の設備において実習形式により行わせる。

イ 教習の一部として車椅子利用者に係る乗降時の対応要領について、大型旅客車等特定指導員又は教習生が互いに運転者又は乗客となって実習を行わせる。

なお、この場合車椅子を使用することが望ましいものとするが、車椅子に代えて椅子を使用しても差し支えないものとする。

ウ 教習の一部（約20分以内）については、映画、ビデオ等を使用した教習を行わせることができるものとする（ただし、教習から教習への移動時間が短いものに限る。）。

エ 1人の大型旅客車等特定指導員に対し、教習生の人数は6人以下とさせること。

オ 本教習については、大型旅客車教習、中型旅客車教習及び普通旅客車教習を合同で行うことができるものとする。

(9) 「大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る応急救護処置教習」の教習方法

ア 教習方法

できるだけ講義及び実技方式の教習を6時限以上連続で実施させるよう指導すること。ただし、やむを得ず分割して実施する場合は、講義は連続2時限以上実施するとともに、前半の教習を実施した後、近接した機会（教習と教習の間に他の教習は挟まないこと。）に残りの教習を連続して2時限以上ずつ実施させる。

イ 教習生の人数

実技方式の教習においては、1人の特定指導員に対し教習生の人数はおおむね10人以下とする。

ウ 模擬人体装置の数

模擬人体装置の数は、教習生4人に対して「大人全身」2体及び「乳児全身」1体（「大人全身」1体、「大人半身」1体及び「乳児全身」1体でも可。）とさせる。

エ 模擬人体装置の基準

模擬人体装置は、別添第4「第二種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に対応したものであって、胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保、人工呼吸その他の応急救護処置に関する実技を行うために必要な機能（届出規則第1条第8項第3号、第9項第3号又は第10項第3号の表の「気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血、被覆、固定、交通事故に係る傷病者の負傷等の状態に応じた対応その他の応急救護処置に必要な知識」の項の第2欄の1）を有し、かつ、次に掲げる基準に適合したものを使用させる。

(ア) 全身の模擬人体装置

胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練することができ、かつ、次のいずれの機能をも有するものであること。

a 胸骨圧迫（心臓マッサージ）

- (a) 人体と同じような感覚で胸骨圧迫を実施できる構造であること。
- (b) 圧迫の深さが視覚的に確認できること。

b 気道確保

- (a) 頭部後屈あご先挙上を行わないと気道が開通しない構造であること。
- (b) 頭部後屈あご先挙上の状態が視覚的に確認できること。

c 人工呼吸

- (a) 人体と同じように呼気吹き込みにより胸が膨らむ構造であること。
- (b) 呼気が逆流しない構造であること。
- (c) 胸の動き（上がったたり下がったり）が視覚的に確認できること。

(イ) 半身の模擬人体装置

胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練することができる機能を有するものであること。

オ 合同教習の方法

本教習は、大型旅客車教習、中型旅客車教習及び普通旅客車教習を合同で実施することができるものとする。

なお、合同教習により実施する場合には、大型旅客車特定指導員、中型旅客車特定指導員又は普通旅客車特定指導員であり、かつ、公安委員会が第二種免許に係る応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者に限り行わせる。

カ 指導員の要件

届出規則第1条第8項第3号、第9項第3号及び第10項第3号の規定に係る「公

安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者」とは、

(ア) 第二種免許に係る応急救護処置指導員の養成を行う講習として公安委員会が認めるものを受け、その課程を修了した者

(イ) 公安委員会が応急救護処置の指導に関し(ア)に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

のいずれかに該当する者とする。

キ 免除対象者

第二種免許に係る応急救護処置教習の免除対象者は、次のいずれかに該当する者とする（届出規則第1条第8項第3号の表備考第9号、第9項第3号の表備考第9号及び第10項第3号の表備考第9号）。

(ア) 医師である者

(イ) 法定の規定による免許（医師免許を除く。）で応急救護処置に関するものを受けている者その他応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者であって、国家公安委員会規則で定める次の者

- ・ 歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師又は救急救命士である者
- ・ 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第44条第1項又は第44条の2第1項の救急隊員である者
- ・ 日本赤十字社が行う応急救護処置に係る講習の課程のうち、応急救護処置に必要な知識の指導に必要な能力を有するものとして国家公安委員会が指定するものを修了した者
- ・ 公安委員会が応急救護処置に必要な知識の指導に関し、前記国家公安委員会が指定するものを修了した者と同等以上の能力を有すると認める者

また、応急救護処置教習の免除を受ける者かどうかの確認は、キに掲げる者のいずれかに該当することを確認することができるものにより行わせることとする。

なお、免除対象者の教習原簿には、当該事項を証明できる書類の写しを添付させるとともに、教習原簿の応急救護処置教習の備考欄に免除と朱書させる。

ク 感染予防への配慮

本教習を実施させる場合は、次のことに留意し、感染予防対策に配慮させる。

(ア) 実習前にうがい、手洗いを実施させること。

(イ) 模擬人体装置を使用して呼気吹き込み実習を行わせる場合には、教習生に対し、事前に酒精綿（エタノール綿）を用いて模擬人体装置の口及び口中を十分に清拭させるとともに、使い捨て呼気吹き込み用具を使用し実施させること。

(ウ) 教習生が実習中に出血し、模擬人体装置に血液が付着した場合は、予備の模擬人体装置を使用して実施できる場合を除き、同装置を使用しての事後の実習は中止すること。

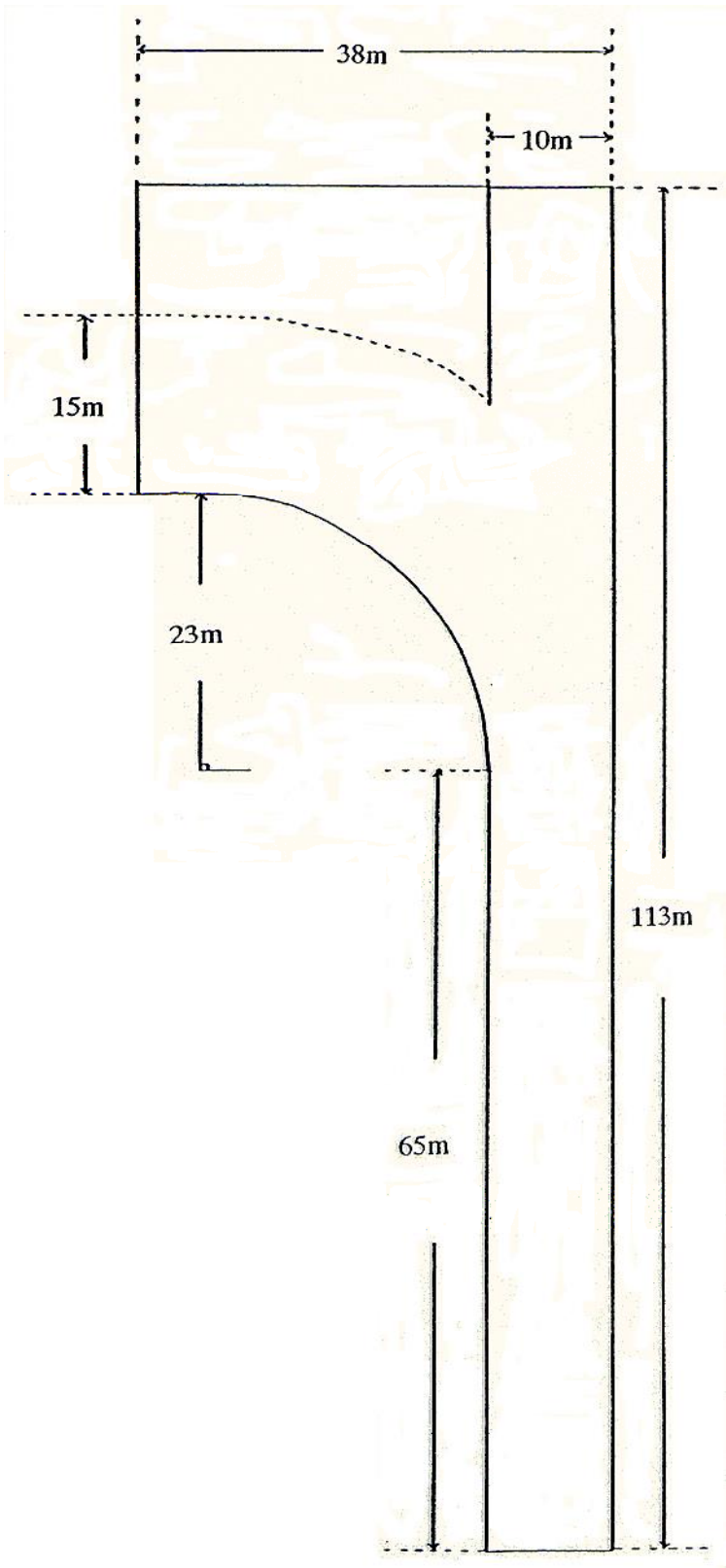
(エ) 教習時に、顔面や口周辺から出血のある受講生に対しては、呼気吹き込み実習は控えてもらうよう留意すること。

(オ) 教習後は、ディスポ肺の交換やフェイスマスク、気道部分の清掃など衛生面の

配慮について怠りがないようにすること。

別添第 1

スキッド教習車コース



別添第 2

大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る教習カリキュラム

区分	方式	教習項目	教 習 細 目	教 習 内 容	時 限
危険予測教習	実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因の捉え方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方	○ 交通量の多い市街地における旅客輸送を想定し、他の交通との関わりと危険性を認識させるとともに、的確な危険予測能力及び危険回避能力を修得させる。	2 時 限以上
	討議	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こりうる危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえ、旅客を安全に輸送するための助言並びに意見交換を行い、自らの欠点を認識させるとともに危険予測能力の定着を図る。	1 時 限以上
夜間教習	実技	3 夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報の捉え方 (3) 夜間における運転の仕方	○ 夜間における旅客輸送を想定し、対向車の前照灯等により発生する眩惑現象等を理解させ、視界確保の方法等の運転能力を修得させる。	1 時 限以上
悪条件下教習	実技	4 悪条件下での運転	(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 (3) 豪雨、強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	○ 旅客輸送を想定し、自然環境の中における様々な悪条件を理解した的確な危険予測及び危険回避による旅客の安全確保能力を修得させる。	1 時 限以上
身体障害者等への対応	実習	5 身体障害者等への対応	(1) 子供、高齢者の行動特性を理解した運転行動と対応 (2) 身体障害者等の行動特性を理解した運転行動と対応	○ 子供、老人及び身体障害者等の特性を理解させるとともに、的確な危険予測及び危険回避能力を修得させる。 ○ 旅客となりうる身体障害者等の特性を理解させるとともに、身体障害者等に対するより安全で負担の少ない対応能力を修得させる。	1 時 限以上
合 計 6 時 限 以 上					

別添第 3

第二種免許に係る指定を受けた課程の教習指導要領

1 教習項目 1 「危険を予測した運転」の指導要領

教習細目	教 習 内 容	指 導 要 領	留 意 事 項
① 危険要因の捉え方	○ 危険要因の捉え方をつかむ。 ① 情報を速く捉える。(時機) ② 情報を広く捉える。(範囲) ③ 情報の取捨選択をする。(選択) ④ 情報を深く捉える。(深さ)	○ 変化する運転場面から、危険要因の認知の仕方を解説指導する。 また、危険要因の認知が遅れれば、急な運転操作につながり車内事故へと発展することを強調する。 ・ 指導員自らコメントリドライビングにより模範運転を実施し、運転中の視点の取り方を具体的に明示する。 ・ 一般の運転よりは広範囲に視野をとらせる。(情報は広範囲に取らせることが重要である。) ・ 捉えた情報の中で、危険要因となるもの(顕在、潜在、中間的な危険)を判断させ、その重要度によって取捨選択させる。 ・ 危険要因の高い情報については、注視することによってその状況を深く捉えさせる。	・ 情報を早く入手するには、より遠くに視点をおく必要がある。しかし、あまりに遠くに視点を置くと情報の入手後の危険環境の変化に対応できない場合があることに注意する。 また、走行位置、車間距離などによって、危険要因の情報がとりにくくなることも留意させる。 ・ 教習生個々において危険の捉え方が異なることを認識し、具体的に危険要因の重要度を示し教習生に理解させる。 ・ 危険要因を注視しすぎると、反対に他の危険要因に対して注意が散漫となることを念頭に置き速やかに判断できるように留意する。
② 起こりうる危険の予測	○ 危険要因に対する予測の仕方をつかむ。 ① 顕在的危険を予測する。 ② 潜在的危険を予測する。	・ 捉えた情報から起こりうる危険の予測の仕方を解説指導する。 ・ 目に見える危険要因について、これをよく観察させることにより、その危険要因(人・車等)次にどのような行動にでるかを予測させる。 ・ 旅客輸送については、急な運転操作は即旅客の事故につながることを念頭に置くとともに、どのような回避行動をとれば旅客を安全に輸送できるかを考慮し、早期発見・ゆとりある回避にたった予測を行わせる。 ・ 目に見えない危険要因(見通しの悪い交差点、駐車車両や対向車の死角)から生じる危険に対して適切な予測をさせる。 ・ 特に旅客輸送においては、旅客の乗降という行為により、発進・進路変更・停車を繰り返すこととなることから、こうし	・ これまでの癖に捉われた予測を払拭し、どの危険に対してもどのような予測をするか個々具体的に指導する。 ・ 指導員の指導が教習生に対する一方通行にならないよう、教習生にも順次危険要因を拾い上げさせ、予測の仕方が定着するよう心がける。 ・ 相手が異常な行動はとらないという「だろう運転」は厳に慎み、予測しない行動に出る「かもしれない運転」に徹することを強調する。 ・ 大型自動車にあつては、旅客の乗降口が車外にはみ出さないことから側方通過車両が気付かない場合があるので旅客の乗降には注意すること。 ・ 大型自動車は、前方の死角は少ないものの側方及び後方の死角が多いことを認識させる。

③ 危険の少ない運転行動の選び方	○ 危険の少ない運転行動の選び方をつかむ。 ①危険に備えた速度にする。 ②適切な走行位置をとる。 ③安全な空間をとる。	た場面における危険を予測させる。(発進・進路変更・停車時における車両の死角に伴う危険の予測) ○ 入手しそれに伴う危険を予測した情報について、安全な回避行動の選び方を指導する。 ・ 直面した危険に対しても安全に対応できる速度を選ばせて運転させる。 ・ また、ブレーキの構えなど「構え運転」の必要性を認識させる。 危険の少ない走行位置を選ばせる。 * 危険を発見しやすい走行位置を選ばせる。 * 相手から発見されやすい走行位置を選ばせる。 * 危険に遭遇しても安全に回避できる走行位置を選ばせる。 ・ 危険対象物に対する安全空間の取り方を解説指導する。 * 前車との距離を変化させ、適切な安全空間を感じとらせる。 * 後車を観察させ、後車との安全空間を感じとらせる。 * 歩行者や駐車車両等の側方通過時における適切な安全空間を保たせる。 * 対向車の状況を素早く読みとらせ適切な安全空間を保たせる。 ・ 速度や路面の状況に応じて停止距離と危険範囲が広がり変化することを理解させる。 ・ 走行位置や車間距離により情報の見え方が変わること理解させる。 ・ 自車の存在を相手に知らせる工夫も必要である。 ・ 結果を推測して、いつも逃げ道を残しておくことを強調する。 ・ 対象物の状況並びにお互いの速度により安全空間が変化することを理解させる。	・ 大型自動車は、サイドミラーはオーバーハングであることが多いためその幅も念頭に置くことに留意させること。 ・ 旅客輸送は、一般の運転と比べ、運転や旅客の乗降にともなう発進・進路変更・停車など危険な状況下で運転することが多い反面、旅客を安全に目的地まで輸送するという特殊性を有している。 - したがって、一般の車両よりは広範囲に安全空間を確保し、余裕を持った回避行動ができる環境作りが必要不可欠であることを意識付ける。 ・ 大型車両に追従する場合、前方の信号機等が見えにくくなることを理解させ長めの車間距離を確保させる。 ・ 大型自動車は、回避行動を大きくとる必要があるので、普通自動車以上に安全な空間を大きくとる必要があることを認識させる。 - また、立ち客が含まれていることを念頭におき早めの回避行動を実践できる体制を確保させること。 ・ 目線が高いことから車間距離が短くなりがちであることを理解させる。
-------------------------	---	---	--

2 教習項目3「夜間の運転」の指導要領

教習細目	教 習 内 容	指 導 要 領	留 意 事 項
① 夜間における運転視界の確保の仕方		○ 旅客自動車の運転者は、昼夜を問わず輸送業務に就かねばならないこと、特にタクシーについては夜間走行が業務上必要とされ、かつ、夜間事故が多発傾向にあることから、夜間走行についてその危険予測も含めた教習を行う。 ○ 夜間教習の際は、あらかじめ夜間路上教習コースを設定し、繁華街、住宅地、見通しの悪い交差点など課題を決めておき、夜間の特性を指導する。 ・ 夜間における実車走行を実施させる。 ○ 夜間教習例 ・ 運転シミュレーターと夜間実車教習 ・ 場内教習と夜間実車教習 ・ 暗室教習と夜間実車教習 ○ 夜間事故の特徴に特に留意した教習を行わせる。 ・ 視界をできるだけ確保するよう配慮する。（前照灯の照射範囲により走行用前照灯（上向き）とすれ違い前照灯（下向き）により、視界に差があることを認識させる。） ・ 歩行者等他の交通の色彩により、認識の難易度が異なる。（具体的な事例に即して、その差を認識させるとともに早期発見の必要性を認識させる。） ・ 対向車の前照灯により、道路の右方向からの横断者の発見が遅れやすい。（上記カッコ内と同じ）	・ 室内灯を点灯し、市街地（道路照明の明るいところ）や暗いところでの違いについて確認させる。
② 夜間における道路に係る情報の捉え方		○ タイミングの良い前照灯の切り替え操作を行わせる。 ・ すれ違い時の前照灯の上下の切り替えの必要性とともに、タイミングよく行うことが安全運転上必要なことを認識させる。（すれ違う前は下向きにし、すれ違った後はなるべく素早く上向きにして視界を確保する。） ・ 追従の場合の前照灯の操作（下向きにさせる。）、曲がり角、交差点への接近の場合の前照灯操作など。（上下の切り替えにより、他の交通の注意を喚起するなど。）	・ コース内や他の交通の妨げとならない場所などで前照灯の上向きと下向きの照射範囲の差を実感させる。 ・ 前照灯の役割の一つに自車を他の交通に認識させる役割があるので、早めの点灯が必要なことも理解させる。
③ 夜間における運転の仕方		○ タイミングの良い前照灯の切り替え操作を行わせる。 ・ すれ違い時の前照灯の上下の切り替えの必要性とともに、タイミングよく行うことが安全運転上必要なことを認識させる。（すれ違う前は下向きにし、すれ違った後はなるべく素早く上向きにして視界を確保する。） ・ 追従の場合の前照灯の操作（下向きにさせる。）、曲がり角、交差点への接近の場合の前照灯操作など。（上下の切り替えにより、他の交通の注意を喚起するなど。）	・ 市街地などでは、前照灯を、すれ違い用前照灯（下向き）にしたまま走行した方が良いことも認識させる。 ・ 夜間車両の尾灯点灯による距離感と同じ距離であっても尾灯の大きさや高さ・明るさ等により距離が異なって見える場合がある。 ・ 夜間旅客を乗降させる場合、自車後方若しくは側方から接近する車両・軽車両がミラーのみの確認では距離感や速度感が把握できず危険性が高いことを理解させる。

3 教習項目4「悪条件下での運転」の指導要領

教習細目	教 習 内 容	指 導 要 領	留 意 事 項
	個々の悪条件に関する知識を幅広く学ぶとともに、その際の対応要領を学習する。	○ 危険な悪条件下の走行は、旅客を危険に晒すこととなるので、どの程度以上になると運行が危険であるかを判断し、状況により、運転を中止し、旅客の安全確保を優先することを強調する。	・ 旅客を想定し、制動は0.2G以下とする。 ・ 全面凍結等の道路ばかりでなく、山陰、ビルの陰、橋上などの部分的な凍結路についても理解させる。 ・ 状況により運転を中止することも必要であることを理解させる。
① 積雪、凍結道路の運転の仕方	○ 実車での教習	○ 積雪・凍結路の運転 ・ コース等で急ブレーキや急ハンドルの体験を行い（低速で）、積雪や凍結面の危険性を認識させる。 ・ エアコン、窓の電熱線等により視界確保の措置をさせる（エアコン・デフロスターの使用、曇り止め資材の利用など。） ・ 安全と思われる速度を選んで走行させる。（急激な速度変化を避け、なるべく一定速度で走行させる。） ・ 早めの制動に心がける。 ・ 十分な車間距離を保たせる。 ・ 部分凍結路などのある場合は、その発見の仕方に留意させ、安全な速度まで減速して進入させる。 ・ 凍結した急な坂道等では、走行が極めて危険であり、状況によっては迂回する必要があることを理解させる。 ○ 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合 ・ 視界不良の場合の前照灯操作の必要性を理解させる。（視界の確保と自車の存在を示す。） ・ 視界内での障害物等の早期発見や対処が可能な速度を選択して走行させる。 ・ 早めの制動を心がけさせる。 ・ 十分な車間距離を保たせる。 ・ 必要な場合は、路端に停車して安全の確保を行わせる。 ○ 豪雨及び道路冠水の場合の運転 ・ ワイパーによる視界の確保 ・ 視界不良の場合の前照灯操作の必要性を理解させる。（視界の確保と自車の存在を示す。） ・ 視界内での障害物等の	・ 降雪が激しいとき等の場合、信号待ちなど短時間の停車であっても、前照灯を点灯したままにすることを説明する。（前照灯への雪の付着を防止し照度を確保するため。） ・ フォグランプの役割や性能等についても触れる。
② 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方			
③ 豪雨、強風下での運転の仕方			

④ 道路冠水の場合の措置	○ スキッド教習	早期発見や対処が可能な速度を選択して走行させる。 ・ 早めの制動に心がけさせる。 ・ 十分な車間距離を保たせる。 ○ 強風下での運転 ・ 強風の場合の走行への影響、特に横風の影響について留意させる。(特に影響を受けやすい、橋梁の上、トンネルの出口などでの注意が必要なことを強調する。) ・ 速度により走行への影響が異なることを認識させ、安全な速度で走行させる。 ・ 冠水部分の通行の可否と安全の確保を行わせる。(必要な場合は降車して冠水の程度を確認する。) ・ 通過可能な冠水道路であっても、通過後にブレーキの性能に異常がないか確認する。 ○ スキッド教習 ・ ブレーキやハンドル操作のテクニックで危険を回避するのではなく、滑りやすい道路等の危険性の認識を持つことに重点があることを強調する。 ○ スキッド路面でのブレーキング ・ 乾燥路面とスキッド路面との制動比較を行い(おおむね40km/h)、ハンドル操作で障害物を回避する練習を行い、方向性が失われることがあることを体験する。(おおむね40km/h) ・ 走行速度を下げて(おおむね30km/h)で、ハンドル操作による障害回避を行う。 ・ 上記の操作を数回繰り返して行う。 ○ スキッド路面でのハンドル操作 ・ スキッド路面で、急制動をしながらハンドル操作で障害物を回避する練習を行い、方向性が失われることを体験する。(おおむね40km/h) ・ 速度を下げて(おおむね30km/h)、ハンドル操作により障害物を回避する。) ・ 微調整によるブレーキ(ノンロック)やポンピングブレーキによる制動をしながら、ハンドルでの障害物回避を行う。(おおむね40km/h)	・ 冠水の場合の走行不能状態についても触れる。(マフラー水没水位等。) ・ ABS装着車とABS未装着車の違いを理解させる。
---------------------	-----------------	---	---

		○ 減速の必要性（まとめ） ○ 以上により、滑りやすい路面での減速の必要性及び、ブレーキの掛けかたをまとめる。（滑りやすい道路ではテクニックによって危険を回避するのではなく、そのような場所を避けたり、減速によって危険を回避することの必要性を強調する。また、ABS装備の車両であっても限界があり、万能でないことを理解させる。）	
--	--	--	--

別添第 4

第二種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム

区分	方式	教習項目	教 習 細 目	教 習 内 容	時 限
応急救護処置教習	講義	1 応急救護処置とは	(1) 応急救護処置の意義 (2) 応急救護処置の目的 (3) 応急救護処置の必要性 (4) 応急救護処置の内容	○ 生命尊重の意識の高揚を図るとともに、応急救護処置の重要性について強調する。	1 時 限 以 上
		2 実施上の一般的留意事項	(1) 適切な実施場所の選定 (2) 事故発生時の通報 (3) 感染対策 (4) その他の留意事項	○ 処置を実施する者の安全確保と傷病者の状態の悪化防止の観点から指導する。	
		3 救急体制	(1) 救急活動体制 (2) 救急医療体制 (3) 交通事故による負傷の特徴	○ 交通事故発生時の救急体制について具体的に説明する。	
		4 具体的な実施要領	(1) 傷病者の観察 (2) 傷病者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生 (5) A E Dを用いた除細動 (6) 気道異物除去 (7) 止血法 (8) 包帯法 (9) 固定法	○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。 A E Dを用いた除細動については、その概要、A E Dの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。 ○ 心肺蘇生の中止、救命の連鎖について指導する。	
		5 各種傷病者に対する対応	(1) 各種外傷に対する対応 (2) 熱傷に対する対応 (3) 各種症状に対する対応 (4) 中毒に対する対応	○ 各種傷病者に対する対応要領について理解させる。	1 時 限 以 上
		6 まとめ	(1) 訓練の継続と実行の大切さ		
	実技	7 傷病者の観察・移動	(1) 傷病者の観察 (2) 車内から車外に運び出す場合 (3) 路上に倒れている人を運ぶ場合	○ 肩をたたき、声をかけさせる。	1 時 限 以 上
		8 体位管理	(1) 傷病者に意識がある場合 (2) 傷病者に意識がない場合 (3) ショックの場合 (4) 呼吸困難の場合 (5) 心肺蘇生を行う場合	○ 回復体位を重点的に指導する。	
		9 心肺蘇生	(1) 意識状態の観察 (2) 呼吸状態の観察 (3) 胸骨圧迫（心臓マッサージ） (4) 気道確保と人工呼吸	○ 気道確保しながら、胸と腹部の動きから判断することを強調する。 ○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を1分間に100～120回のテンポで30回実施させる。 ○ 頭部後屈あご先挙上法を重点的に指導する。 ○ 成人の場合を重点的に指導する。 ○ 口対口で、息を約1秒かけて2回吹き込ませる。 ○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を1分間に100～120回のテンポで30回と人工呼吸2回を1サイクルとして、5サイクル連続して実施させる。	2 時 限 以 上
		10 気道異物除去	(1) 腹部突き上げ法 (2) 背部叩打法		
		11 止血法	(1) 出血の観察 (2) 傷口の圧迫 (3) 包帯等の利用 (4) 頭部、顔面の出血 (5) 効果的な止血法	○ 直接圧迫が効果的であることについて指導する。	

		12 包帯法	(1) 頭部の場合 (2) 体幹部位の場合 (3) 上肢・下肢の場合		1 時 限 以 上
		13 固定法			
合 計 6 時 限 以 上					

別記様式第 1

特 定 教 習 原 簿																					
〔 免 許 〕																					

教習所名																																				
フリガナ																写 真																				
氏 名																																				
生年月日		年 月 日生 (歳) 男・女																																		
住所		〒																																		
入 所 記 録	入 所 年 月 日	年 月 日				退 所 年 月 日	年 月 日																													
	仮 免 許 有 効 期 限	年 月 日				仮 免 許 交 付 年 月 日	年 月 日																													
	特定教習開始年月日	年 月 日				仮 免 許 証 番 号																														
	在所証明書発行年月日	年 月 日				在 所 証 明 書 番 号																														
	終了証明書発行年月日	年 月 日				終 了 証 明 書 番 号																														
入 所 時 刻	確 認 資 料	☐ 住民票の写し ☐ 免許証等 ☐ その他 ()																																		
	有 効 期 間	交 付 年 月 日	年 月 日				大 型 免 許	中 型 免 許	準 中 型 免 許	普 通 免 許	大 特 免 許	大 型 二 輪	普 通 二 輪	小 型 特 殊	原 付 免 許	牽 引 免 許	大 型 二 種	中 型 二 種	普 通 二 種	大 特 二 種	牽 引 二 種															
		有 効 期 限	年 月 日 まで有効																																	
		免許証等番号																																		
																										-										
		免許の条件																																		
の 確 認 件	教 習 の 条 件					応 急 救 護 処 置				有 無								確 認 者																		
						教 習 免 除 の 有 無				確 認 資 料								／																		
										()																										
																				検 査 者																
																		／																		

大 型 免 許	目 標	① 運転操作と貨物との関係を理解し、貨物輸送を想定した適切な運転ができる。
中 型 免 許	目 標	② 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。
	目 標	③ 夜間の特性を理解しそれに応じた運転行動がとれる。
	目 標	④ 様々な悪条件下における状況把握と適切な対応ができる。
	目 標	⑤ 応急救護処置に関する知識と手技を習得する。

教 習 事 項	区分・方法	教 習 事 項	目
危険を予測した運転	技 能	1 貨物自動車の特性を理解した運転	
	技 能	2 危険を予測した運転	
	学 科	3 危険予測ディスカッション	
夜 間 の 運 転	技 能	4 夜間の運転	
悪条件下での運転	技 能	5 悪条件下での運転	
応 急 救 護 処 置	講 義	1 応急救護処置とは	2 実施上の留意事項
		3 救急体制	4 応急救護処置の基礎知識
	実 技	5 応急救護処置の基本	6 応急救護処置の実践
		7 まとめ	

教 習 事 項	時限	年月日	指導員	実 施 事 項	備 考（申し送り事項等）
危険予測教習	1				
	2				
	3				
夜 間 の 運 転	1				
悪条件下での運転					
応 急 救 護 処 置	1				
	2				
	3				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は **シ**、複数教習を行った場合は **複**、暗室教習を行った場合は **暗**、場内教習を行った場合は **場**、として備考欄に記載すること。

準中型免許	目標	① 運転操作と貨物との関係を理解し、貨物輸送を想定した適切な運転ができる。 ② 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。 ③ 夜間の特性を理解しそれに応じた運転行動がとれる。 ④ 様々な悪条件下における状況把握と適切な対応ができる。 ⑤ 高速走行の特性を知り、高速道路において安全に運転できる。 ⑥ 応急救護処置に関する知識と手技を習得する。
-------	----	---

教習事項	区分・方法	教習項目
危険を予測した運転（貨物自動車）	技能	1 貨物自動車の特性を理解した運転
	技能	2 危険を予測した運転
	学科	3 危険予測ディスカッション
危険を予測した運転（普通乗用自動車）	技能	1 危険を予測した運転
	学科	2 危険予測ディスカッション
夜間の運転	技能	4 夜間の運転
悪条件下での運転	技能	5 悪条件下での運転
高速道路教習	学科	1 高速道路での運転に必要な知識
	技能	2 高速道路での運転
応急救護処置	講義	1 応急救護処置とは 2 実施上の留意事項
		3 救急体制 4 応急救護処置の基礎知識
	実技	5 応急救護処置の基本 6 応急救護処置の実践
		7 まとめ

教習事項	時限	年月日	指導員	実施事項	備考（申し送り事項等）
危険予測教習	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
夜間の運転	1				
悪条件下での運転					
高速道路教習	1				
	2				
応急救護処置	1				
	2				
	3				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は **シ**、複数教習を行った場合は **複**、暗室教習を行った場合は **暗**、場内教習を行った場合は **場**、として備考欄に記載すること。

普通免許	目標	① 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。 ② 高速走行の特性を知り、高速道路において安全に運転できる。 ③ 応急救護処置に関する知識を習得する。
------	----	---

教習事項	区分・方法	教習項目
危険予測教習	技能	1 危険を予測した運転
	学科	2 危険予測ディスカッション
高速道路教習	学科	1 高速道路での運転に必要な知識
	技能	2 高速道路での運転
応急救護処置教習	講義	1 応急救護処置とは 2 実施上の留意事項 3 救急体制 4 応急救護処置の基礎知識
	実技	5 応急救護処置の基本 6 応急救護処置の実践 7 まとめ

教習事項	時限	年月日	指導員	実施事項	備考（申し送り事項等）
危険予測教習	1				
	2				
高速道路教習	1				
	2				
応急救護処置教習	1				
	2				
	3				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は **シ**、複数教習を行った場合は **複** として備考欄に記載すること。

大型二輪免許	目	① 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。
普通二輪免許	標	② 応急救護処置に関する知識を習得する。

教 習 事 項	区分・方法	教 習 項 目
危 険 予 測 教 習	技 能	1 危険を予測した運転 4 ケース・スタディ（交差点） 5 交通の状況及び道路環境に応じた運転
	学 科	2 危険予測ディスカッション 3 二人乗り運転に関する知識
応急救護処置教習	講 義	1 応急救護処置とは 2 実施上の留意事項 3 救急体制 4 応急救護処置の基礎知識
	実 技	5 応急救護処置の基本 6 応急救護処置の実践 7 まとめ

教 習 事 項	時限	年月日	指導員	実 施 事 項	備 考（申し送り事項等）
危 険 予 測 教 習	1				
	2				
	3				
応急救護処置教習	1				
	2				
	3				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は **シ**、複数教習を行った場合は **複** として備考欄に記載すること。

大型第二種免許 中型第二種免許 普通第二種免許	目 標	① 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。 ② 夜間の特性を理解しそれに応じた運転行動がとれる。 ③ 様々な悪条件下における状況把握と適切な対応ができる。 ④ 子供、高齢者及び身体障害者の特性を理解し適切な対応ができる。 ⑤ 応急救護処置に関する知識と手技を習得する。
-------------------------------	-----	--

教 習 事 項	区分・方法	教 習 項 目
危険を予測した運転	技 能	1 危険を予測した運転
	学 科	2 危険予測ディスカッション
夜間の運転	技 能	3 夜間の運転
悪条件下での運転	技 能	4 悪条件下での運転
身体障害者等への対応	実 習	5 身体障害者等への対応
応急救護処置	講 義	1 応急救護処置とは 2 実施上の一般的留意事項 3 救急体制 4 具体的な実施要領 5 各種傷病者に対する対応 6 まとめ
	実 技	7 傷病者の観察・移動 8 体位管理 9 心肺蘇生 10 気道異物除去 11 止血法 12 包帯法 13 固定法

教 習 事 項	時限	年月日	指導員	実 施 事 項	備 考（申し送り事項等）
危険予測教習	1				
	2				
	3				
夜間の運転	1				
悪条件下での運転	1				
身体障害者等交通弱者への対応	1				
応急救護処置	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は **シ**、複数教習を行った場合は **複**、暗室教習を行った場合は **暗**、場内教習を行った場合は **場**、として備考欄に記載すること。

別記様式第 2

届出自動車教習所の変更事項等届出書 年 月 日 公安委員会 殿 届出自動車教習所の名称	
自 動 車 教 習 所 の 名 称	
所 在 地	
変 更 (廃 止) 年 月 日	
設 置 者 の 住 所 ・ 氏 名 (法 人 に あ っ て は そ の 名 称 ・ 所 在 地 ・ 代 表 者 の 氏 名)	
管 理 者 の 氏 名	
変 更 に 係 る 事 項 及 び 廃 止 又 は 変 更 の 事 由	
備 考	

備考 1 備考欄には、参考となる事項を記入すること。

2 用紙の大きさは日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第3

指定教習課程記録簿

- ・大型車教習
- ・中型車教習
- ・準中型車教習
- ・普通車教習
- ・大型二輪車教習
- ・普通二輪車教習
- ・大型旅客車教習
- ・中型旅客車教習
- ・普通旅客車教習

自 年 月 日 名 称

至 年 月 日 代表者

番 号	氏 名 生 年 月 日	住 所	性 別	指 導 員 氏 名	教習実施年月日 教習終了年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。